

2/6（水）新たな外国人材受入れに係る制度説明会 質疑応答集

この質疑応答集は、平成 31 年 2 月 6 日（水）鳥取県立倉吉未来中心で開催された「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」等での質疑をメモにしたものになります。その点をご了解いただき、詳細・ご不明点については、各省庁へお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

【全体】

	質問	回答
1	技能実習生は受入人数に制限枠があるが、特定技能は人数制限があるのか	建設・介護以外は現段階での制限は設けていないが、分野別方針による（今後の状況次第）
2	技能実習 2 号から特定技能 1 号になるには、一時帰国は要件となるのか	技能実習 2 号から 3 号になる際は一時帰国が要件となるが、特定技能への移行では一時帰国は不要。
3	特定技能 2 号は 5 分野と聞いていたが、建設、造船・船用の 2 分野になった。今後も限られるのか。	各省庁が業界ニーズを確認し最終的に要望があったのが 2 分野だった。今後、ニーズに応じて増やす可能性はある。
4	新規で受け入れる場合、相手国に条件とかはあるのか？	相手国は限定していない。（国籍に限定はない。）
5	国外で実施する試験はどうするのか？各受け入れ機関での国外試験実施は困難と考える。	分野毎にニーズを踏まえて実施する国を検討。日本語試験については、外務省と国際交流基金で 9 カ国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、ネパール、モンゴル、ミャンマー等）で予定。技能試験については、担当省庁におたずねいただきたいが、受験生の便宜も考慮すると日本語試験が行われる国での同時実施となるのではないかと。その方が外国人にとっても都合がよい。ただし、各企業が個別にリクルートして試験を行うのも可能であり、地方の業界団体が連携しての実施を検討する等の動きがある（と聞いている）
6	結局のところ、技能実習生の送り出し機関が外国人材を斡旋するようなかたちになるのではないかと？	送り出し機関を排除するわけではない。海外ネットワークを持っている業界団体と連携してリクルートを行うような例もあると聞いている。
7	悪質なブローカー等の台頭が考えられるが、対策は。	規約の中で対策を検討する
8	留学生の場合、介護・建設分野以外、大半が全く別の分野の業務に従事することになる。 また、日本語学校に通っている外国人は、日本語ができて専門知識は持っていない者もいると思うが？	介護・建設等、専門学校がある分野に入りやすいというのはご指摘のとおり。 ただ、技能試験をクリアすれば OK なので、そういった専門学校を出ていない外国人を排除しているわけではない。 日本語学校に通いながら、専門の勉強もして技能試験に合格するようなケースも想定できるので、日本語学校に通う外国人を排除するようなものではない。
9	特定技能 1 号、2 号いずれも有期雇用となるが、同一労働同一賃金の適用は受けるのか？手当なども払う必要があるか？	労基法の適用をうけることになるので、日本人と同じ取り扱いになる。
10	監理団体と登録支援機関は同じようなものか？また、監理団体が同時に登録支援機関になることは可能か？	監理団体と登録支援機関は全く別物と理解していただきたい。監理団体は受入れ機関と上下関係にあるが、登録支援機関は第 3 者的立場から支援するもの。監理団体になっている者が登録支援機関に同時になることは、要件を満たささえすれば可能。
11	登録支援団体には支援責任者と支援担当者を選任する必要があるとのことだが、企業が複数の場合はそれぞれに選任する必要があるか？	支社毎に外国人を受け入れるようなケースでは、支社毎に支援担当者を置く必要がある。 ⇒支援責任者が本部に 1 名でよいが、支援担当者は支店・事業所毎に 1 名以上必要。
12	特定技能 1 号の合格者を探す方法はあるか。	想定していない。各事業者で採用活動をしていただく必要がある。
13	人材派遣会社でも登録支援機関になれるか？	人材派遣会社でも要件を満たせば登録支援機関にはなる。
14	農業、漁業は人材派遣でもよくなっているが、派遣の場合、派遣先の都合だったり、派遣先が見つからないといったこと	派遣先が見つからないような場合、そもそも入国の許可が下りない。受入段階で決まっていることが前提。

	もあり、常に仕事がある状態とはならないケースも想定されるが、どうなるのか。	
15	技能実習 2 号修了者はどうやってみつけたらよいか？ また、過去に技能実習 2 号修了者は試験免除とのことだが、いったん帰国したような者で、修了証を紛失した等の場合、条件を満たしていることはどのように確認するのか。	技能実習生として入ってきた年と経過年数から大体わかるかもしれないが、本人から確約書をとるなどして、それを入管に送ってもらえれば、どういう履歴の方なのか調べることは可能。件数が増えてきた場合、どこまで対応できるかわからない。要検討。修了証を無くしたような場合は、宣誓書を出させるような仕組みを検討中。

【介護】

	質問	回答
1	E P A で過去に在留した者を特定技能で受け入れる際の受入基準（技能試験、日本語試験等）の取扱いについて如何か。 EPA で受け入れている人が試験で不合格になり帰国したのち、特定 1 号になるときはどのような取扱いになるのか？	検討中。今のところ実務経験を経て介護の資格をとる経過措置があるのでよいが、経過措置が切れたときどうするかは課題と認識。
2	特定技能の配置基準（介護報酬上の取扱い）は如何か	検討中
3	技能実習生については、国から県に採用状況の情報提供をいただいているが、特定技能についても同様に情報提供してもらえるのか？	できたらやりたい。関係省庁と協議する。

【農業】

	質問	回答
1	（農業分野の合格者および実習 2 号から特定 1 号への移行者について）実習時の業種と業務が異なっても良いか（耕種と畜産）。また、会社内に加工部門があり、一時的に手伝いに行く程度であれば、分野外の作業も可能か？（あくまで本業が主）	耕種分野と畜産分野は変更不可。養豚⇒養鶏等、それぞれの分野内であれば可。 加工部門等他分野については、一般の従業員の業務形態として一時的に手伝いに行くことが常態であれば幅広に可能。 ただし、あらかじめわかっていることならば、申請時点で記載して、可否を確認すること
2	都市部と地方では賃金格差があり、地方には外国人が来たがらないと思うが、賃金助成はないか？	無い。物価の差により生活に必要な額に差があることが理由。
3	特定 2 号は通算 5 年働けるとのことだが、派遣法上は 1 カ所には 3 年までとなっている。	3 年以上となることがわかっている場合は、派遣ではなく正規雇用とされるべき。 派遣法の改定は想定していないので、派遣先を変更する等対応されたい。
4	同一の方を、農業と漁業に時期をわけて派遣する（一人の人を別分野）ことは可能か？	それぞれの資格を取得していれば可能
5	JA。公共機関以外が、派遣業を行おうと思った場合はどうすれば良いか	農業を行っている者で有れば可能。
6	農業を行っているとの判断は経営規模か？	検討中。定款への記載を申請時に確認する等が想定される。
7	月ごとに派遣先が変わることは可能か？	入管は 4 ヶ月以上の業務が無いと許可しない。 また、業務が短いと、6 ヶ月単位の更新を求められるので、切れる前に次の仕事を見つけて申請する必要があると思われる。
8	JA のグループ企業でキノコ生産がある場合があるが、農業と考えて良いか	農林水産省ではキノコは農業と考えており、可。
9	労働基準監督署は、キノコは農業でないと判断しており、賃金水準も変える必要がある。すりあわせはどうなっているか？	農水省としては農業扱いとしか言えない。今後都度協議となる。

【製造業】

	質問	回答
1	企業が属する産業分類について	企業が政府調査などに回答しているとおりでよい。疑義があれば、個別に照会いただきたい。
2	技能実習 2 号の修了について、技能検定 3 級に合格している必要はあるか。	技能実習の旧制度では、3 級受験が必須ではなかったため、特定技能の試験免除にあたり、3 級合格は必須としない。2 号受入れ先企業からの聞き取り表をもって、技能が十分のあることの証明の代わりとする予定。
3	受入人数について、都道府県別の見込数は作るか。	年度当初は作らない。上限数に近づいてくれば、残枠の設定の

		仕方をどうするか、どこの県で受け入れるかなど、検討が必要になる。
4	中小企業は、誰が技能実習修了者なのか、特定技能試験合格者なのか、分かりにくい。	採用ルートが分かりやすく示せるよう、人材のプールをネットなどに掲載できるようにしていきたい。
5	従事できる職種は、細かく限定されるのか。	鍛造なら鍛造の試験を受けてきているので、たとえば、鍛造を中心とする大きな会社で他の業務（塗装など）があっても、他の業務（塗装）はできない。 鍛造に従事する日本人が通常行う作業（材料や製品の運搬など）であれば、従事できる。
6	特定技能の試験は、試験実施国の人でないと受けられないか。	当面 5 か国で試験実施するが、受験者の在住国や国籍は問わない。